

「第4次下呂市行政改革大綱(案)」に関する市民意見公募 (パブリックコメント)について

「第4次下呂市行政改革大綱(案)」に関するご意見をお聞かせください。

趣旨

市では、これまで3度の行政改革大綱の策定を行い、行政改革に取り組んできましたが、地方交付税の減額や人口減少による税収の減少、少子高齢化による社会福祉関連経費の増加など、これから益々財政状況が厳しくなることが予想される中、継続的に行政改革に取り組む必要があります。

更なる行財政改革に取り組み、時代の変化に対応した行政運営を推進するための指針となる「第4次下呂市行政改革大綱(案)」を策定しました。

この大綱(案)を市民の皆さんに公表し、ご意見をお聴きします。

行政改革大綱(案)

第4次下呂市行政改革大綱(案)

意見募集期間

平成31年1月25日(金)から平成31年2月14日(木)まで

閲覧場所

1. 下呂市役所 下呂庁舎(総務課)
2. 萩原、小坂、下呂、金山、馬瀬各振興事務所(地域振興課)
3. 下呂市ホームページ

提出方法

(1) 書面の持参

持参による提出先

- ・下呂市役所 下呂庁舎(総務課)
- ・萩原、小坂、下呂、金山、馬瀬各振興事務所(地域振興課)

※平成31年2月14日(木)午後5時15分までにご持参ください。

(2) 郵送

郵便による送付先

〒509-2295 下呂市森 960 番地

下呂市役所 総務部総務課 宛

※平成 31 年 2 月 14 日（木）必着でお願いします。

(3) ファクシミリ

ファクシミリの送信先

0576-25-3250

※表題等に「下呂市役所 総務部総務課宛」と記してください。

(4) 電子メール

電子メールの送信先

soumu1@city.gero.lg.jp

応募対象者

1. 市内に住所を有する方
2. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
3. 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
4. 市内に存する学校に在学する方
5. 上記に掲げる方のほか、当該手続に係る事案に利害関係を有する方

注意事項等

1. ご意見等については、所定の様式（「以下「意見書」という。）に、ご意見の内容、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）、電話番号を記入してください。
2. 電話による意見の受付は行いません。
3. 意見書に対する個別の回答はいたしません。意見書の内容（概要）と、これに対する市の考え方等について、市ホームページで一括して公表いたします。公表の際、ご意見の内容の要約または一部の表現を改めさせていただく場合もあります。
4. 下呂市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。
5. 意見書の内容について確認をさせていただく場合があります。

担当部署

総務部 総務課

電話：0576-24-2222（内線 212）

意見提出書

| | |
|---------|---|
| 案 件 名 | 「第4次下呂市行政改革大綱（案）」に対する意見 |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 電 話 番 号 | |
| 意見提出区分 | 下記の該当に○を付してください。 ① 市内に住所を有する方 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 ④ 市内に存する学校に在学する方 ⑤ 上記に掲げる方のほか、当該手続に係る事案に利害関係を有する方 |
| | |